

国土地理院請負測量業務成績評定要領

	昭和47年11月8日	国地達第36号
	平成16年3月30日	国地達第10号
	平成20年2月8日	国地達第2号
	平成21年3月30日	国地達第10号
	平成30年8月8日	国地達第11号
	令和元年6月28日	国地達第8号
最終改正	令和2年12月21日	国地達第23号

(目的)

第1条 この要領は、国土地理院の所掌する請負測量業務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって請負業者及び技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「請負測量業務」とは、国土地理院の所掌する請負測量作業（地図複製を含む。）及び測量に関する調査研究をいう。

(評定の対象)

第3条 評定は、原則として全ての請負測量業務について行うものとする。

(評定者)

第4条 請負測量業務の成績の評定者（以下「評定者」という。）は、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）第18条に定める監督職員及び同規則第20条に定める検査職員とするものとする。

(評定の方法)

第5条 評定は、契約ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。ただし、一業務に監督職員又は検査職員が2人以上ある場合においては、それらの者が協議の上評定を行うものとする。

3 評定は、別記様式第1の測量業務成績評定表（以下「評定表」という。）によって行うものとする。

(評定の時期)

第6条 検査職員である評定者は検査を実施したとき、監督職員である評定者は業務完成のとき、それぞれ評定を行うものとする。

(評定表の提出等)

第7条 評定者は、前条の規定により評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を支出負担行為担当官又は支出負担行為担当官代理（以下「本官」という。）の契約した請負測量業務にあつては国土地理院長（以下「院長」という。）に、分任支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官代理（以下「分任官」という。）の契約した請負測量業務にあつては地方測量部長又は支所長（以下「地方測量部長等」という。）に提出するものとする。

2 地方測量部長等は、分任官の契約した請負測量業務について、四半期ごとに業務成績一覧表を作成して院長に報告するものとする。

(評定の結果の通知)

第8条 院長又は地方測量部長等は、前条第1項の規定による評定表の提出があつたときは、遅滞なく、

評定の結果を当該請負測量業務の請負者（以下「請負者」という。）に対して、別記様式第2により通知するものとする。

（評定の修正）

第9条 院長又は地方測量部長等は、前条の規定により評定の結果を通知した後、当該評定を修正する必要があると認めるときは、遅滞なく当該評定を修正し、その旨を請負者に通知するものとする。

（説明請求等）

第10条 請負者は、前2条による通知を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、書面により、院長又は地方測量部長等に対して当該通知に係る内容についての説明を請求することができる。

2 院長又は地方測量部長等は、請負者から前項の規定による請求があったときは、別記様式第3により回答を作成し、請負者に送付するものとする。

3 院長又は地方測量部長等は、前項の規定による回答の作成にあたっては、あらかじめ国土地理院に設けられた請負測量業務成績評定評価委員会に意見を求めることができるものとする。

4 院長又は地方測量部長等は、第2項の規定により回答したときは、当該書面及び請負者が提出した書面を閲覧に供し速やかに公表するものとする。

（再説明請求等）

第11条 請負者は、前条第2項の規定による回答を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、書面により、院長に対して当該通知に係る内容についての再説明を請求することができる。

2 院長は、請負者から前項の規定による再説明の請求があったときは、別記様式第4により回答を作成し請負者に送付するものとする。

3 院長は前項の規定による回答の作成にあたっては、あらかじめ国土地理院に設けられた請負測量業務成績評定審査委員会の審議を経るものとする。

4 院長は、第2項の規定により回答したときは、当該書面及び請負者が提出した書面を閲覧に供し速やかに公表するものとする。

附 則

この要領は、平成47年5月15日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成19年10月1日から適用する。

附 則

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成30年8月8日から施行する。

附 則

この達は、令和元年5月7日から適用する。

附 則

この達は、令和2年12月23日から施行する。

別記様式第1

測 量 業 務 成 績 評 定 表				
				令和 年 月 日
部署名 _____				
業 務 名				
請負代金額	当初：¥	最終：¥		
契 約 期 間	当初:令和 年 月 日～令和 年 月 日	最終:令和 年 月 日～令和 年 月 日		
完 成 年 月 日	令和 年 月 日			
完 成 検 査 年 月 日	令和 年 月 日			
契 約 相 手 方 住 所 氏 名				
主 任 技 術 者 氏 名				
作 業 班 長 氏 名				
担 当 技 術 者 氏 名 (1)		(5)		
担 当 技 術 者 氏 名 (2)		(6)		
担 当 技 術 者 氏 名 (3)		(7)		
担 当 技 術 者 氏 名 (4)		(8)		
総 括 監 督 員 所 属 ・ 氏 名				点(注1)
監 督 職 員 所 属 ・ 氏 名				点(注1)
完 成 検 査 職 員 所 属 ・ 氏 名				点(注1)
評 価 項 目		業 務 評 定 (注1)	技 術 者 評 定	
			主 任 技 術 者	作 業 班 長
プ ロ セ ス 評 価	実施能力の 評価	実施体制と 執行計画		
	実施状況の 評価	執行管理		
		品質管理		
		業務特性		
		創意工夫		
	説明調整能 力の評価	説明調整能力		
取組姿勢	責任感・積極性・ 倫理観			
結果評価	成果品の品質			
①小計 (注2)				
②事故等による減点				
③瑕疵修補又は損害賠償による減点				
④その他 ()				
総合評定点=①+②+③+④				

注) 1. 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。

2. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

項目別評定点

業務名：

評価項目	細別	業務評定 (評定点/満点) (注1)	技術者評定		
			主任技術者 (評定点/満点) (注1)	作業班長 (評定点/満点) (注1)	
プロセス評価	実施能力の評価	点/点	点/点	点/点	
	実施状況の評価	実施体制と 執行計画	点/点	点/点	点/点
		執行管理	点/点	点/点	点/点
		品質管理	点/点	点/点	点/点
		業務特性	点/点	点/点	点/点
	創意工夫	点/点	点/点	点/点	
	説明調整能力 の評価	説明調整能力	点/点	点/点	点/点
取組姿勢	責任感・積極性・ 倫理観	点/点	点/点	点/点	
結果評価	成果品の品質	点/点	点/点	点/点	
評定点の小計(注2)		点	点	点	
事故等による減点		点	点	点	
瑕疵修補又は損害賠償による減点		点	点	点	
その他()		点	点	点	
総合評定点(注2)		点 /100点	点 /100点	点 /100点	

注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

2. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

国土地理院長

〇〇 〇〇

測量業務成績評定に係る再説明書（回答）

令和 年 月 日付で貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1. 業 務 名 〇〇〇〇

2. 疑問に対する回答